【参考資料】

議案第６７号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

こども部保育課

１　提案する理由

内閣府令の改正に伴い、家庭的保育事業等における職員配置基準に係る経過措置のうち、３歳児の適用期限については令和１０年３月３１日まで、４歳以上の児童については、引き続き「当分の間」とされたことから、所要の改正を行う。

２　主な改正内容

家庭的保育事業等における職員の配置基準に係る経過措置について、３歳児は令和１０年３月３１日まで、４歳以上の児童は、引き続き「当分の間」、従前の基準を適用できるよう規定を整備する。

３　施行年月日

公布の日

担当
こども部保育課施設給付係
電話４６３－２８３７